

議案第三七号

倉吉市外九カ町村厚生施設組合規約の一部を

改正する規約制定について

倉吉市外九カ町村厚生施設組合規約の一部を改正する規約を次のように定める。

昭和三十九年三月十六日 提出

三朝町長 坂出雅己

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



倉吉市外九カ町村衛生施設組合理約の一部を改正する規約

倉吉市外九カ町村衛生施設組合理約の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

倉吉市外九カ町村衛生管理組合

第一条中「衛生施設」を「衛生管理」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 この組合は、し尿処理場および、伝染病予防法に基づき、伝染病院を設置し、

その運営、管理、ならびにこれに関する事務を処理する。

第六条中議員の定数は「二十四人」を「三十人」に、倉吉市「六人」を「十二人」に改

める。

第七条中当該市町村「のその取」を「長および、議会議員」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 前条の分担金は次のとおりとする。

1. 伝染病院平常費については、最近の国勢調査による各市町村の人口割（別表第一）

とし、患者費については、当該市町村の負担とする。

2. 衛生施設費については（別表第二）とする。ただし、本表の割合は、市と町村に

大別し、町村の内訳については、前項の基礎によるものとする。

第三十一条を第三十二条に繰下げ、第三十条の次に次の一条を加える。

第三十一条 この規約の施行に關し、必要は事項は管理者が別に定める。

附則を次のように改める。

1. この規約は許可になつた日から施行する。

2. 第三十条第三項の（別表第二）の割合は、昭和四十年年度まで施行し、昭和四十一年度以降については、組合議会の議決により別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第一）

市町村名	負担割合	市町村名	負担割合
倉吉市	三九・一七%	泊村	三・四〇%
三朝町	四・八二%	大栄町	七・六八%
東郷町	八・三二%	羽合町	五・六四%
北条町	六・五〇%	東伯町	一〇・八七%
	五・三二%	赤崎町	八・三八%

別表（第二）

市町村名	負担割合	市町村名	負担割合
倉吉市	六〇・〇〇%	泊村	二・三四%
三朝町	三・七二%	大栄町	五・〇五%
東郷町	五・四七%	羽合町	三・七二%
北条町	四・七二%	東伯町	七・一五%
	三・四三%	赤崎町	五・五一%